

司法院釈字第 576 号（2004 年 4 月 23 日）*

争 点

生命保険が重複保険の通知に関する規定を適用される判例は違憲か。

（人身保険適用複保険通知規定之判例違憲？）

キーワード

生命保険契約（人身保険契約）、重複保険（複保険）

解釈文：契約自由は個人に自主発展及び自己実現を果せる重要なメカニズムであり、私法自治の基礎である。契約自由はその具体的な内容が憲法における各関連の基本権利に関する規定により保障されるに加えて、憲法第二二条が保障するその他の自由権利の一類型でもある。しかし、国は公共利益の保護のため、法律をもって契約自由に合理的な制限を課すことができないわけではない。

保険法第三六条は、重複保険は別の定めがない限り他人のため

に保険をする者がほかの保険者の名称及び保険金額を各保険者に通知しなければならないと定めている。同法第三七条は、他人のために保険をする者が故意によって前条の通知をしない場合あるいは不当利得を意図するため重複保険をする場合にかかる契約は無効であると定めている。これらの規定は損害補填原則に基づいたものであり、また被保険者が不当利得を得ることやその財産上の損害を超過する保険給付を取得することを防ぐことにより、保険市場の取引秩序を維持し取引のコストを切り下

*翻訳者：蔡英欣

げ保険制度を健全に発展させることが可能、重複保険の行為に対して合理的な制限を課すものである。これは憲法第二三条の規定に合致し憲法が保障する人民の契約自由の趣旨には抵触していない。

生命保険契約は被保険者の財産上の損害を補うものではなく損害保険において保険金額が保険契約の目的の価額を超過するか否かというような問題が有しないがゆえに、保険法における重複保険に対する制限の規定を適用されない。最高法院七年（1987年）台上字一一六六号判例において上記の保険法における重複保険に関する規定が生命保険契約にも適用されるとされていたが、これは国民の契約自由に対して法律にはない制限を課すものであるから、今後援用されるべきではない。

解釈理由書：国民が憲法の保障する権利を不法に侵害され法的手続きにより訴訟を提起し終局判決を下されたときに、終局裁判所が適用した法律あるいは命令につ

いてこれが憲法に抵触すると疑い司法院大法官審理案件法第五条第一項第二款によって当院に対して憲法解釈を申立てる場合に、当院の審査対象は、申立書に明確に示されたものに限らず、当該終局判決において終局裁判所が裁判の基礎として援用した法令が申立人が憲法解釈を求める法令と重要な関連を有するものをも含む。最高法院七年台上字一一六六号判例は当院八九年度（2000年度）台上字二四九〇号判決において、保険法第三六条、第三七条が適用される際に併せて裁判の基礎として援用されていた。これが保険法の上記の規定の趣旨に沿うかどうか、またこれにより憲法に抵触するかという疑義が生ずるといったことも併せて審理されるべきであり、ここでは先立って説示する。

契約自由は個人に自主発展及び自己実現を果せる重要なメカニズムであり、私法自治の基礎である。契約自由はその具体的な内容が憲法における各関連の基本権利の規定により保障される。たとえば、財産処分にかかわる契約内容

は憲法第一五条により保障され、また国民による組織結社にかかる契約内容は憲法第一四条により保障される。これに加えて、契約自由は憲法第二二条が保障するその他の自由権利の一類型でもある。しかし、国家は公共利益の保護のため法律をもって契約自由に合理的な制限を課すことができないわけではない。保険法第三六条は、重複保険は別の定めがない限り他人のために保険をする者がほかの保険者の名称及び保険金額を各保険者に通知しなければならないと定めている。同法第三七条は、他人のために保険をする者が故意によって前条の通知をしない場合あるいは不当利得を意図するため重複保険をする場合にかかる契約は無効であると定めている。これらの規定は損害補填原則に基づいたものであり、また被保険者がその財産上の損害を超過する不当利得を取得することを防ぐことにより、保険市場の取引秩序を維持し取引のコストを切り下げ保険制度を健全に発展させ被保険者という大衆の権益を保護することができ、重複保険の行為に対して合

理的な制限を課すものである。これは憲法第二三条の規定に合致し憲法が保障する国民の契約自由の趣旨には抵触していない。

生命保険は被保険者の財産上の具体的損害を補うことを目的とせず、被保険者の生命、身体の完全性が金銭に換価されないため保険給付が超額であるかどうかが認定されることができないものである。かかる保険は契約時に一定の金額が事故発生時に給付される保険金額を事前に約束することのみができる。したがって、生命保険契約は財産上の具体的損害を補う損害保険契約と異なり、不当利得の問題を有しない。よって、保険法第三六条、第三七条は生命保険契約に適用されるのが適切ではない。最高法院七六年台上字一一六六号判決は「重複保険とは他人のために保険をする者が同一の保険利益及び同一の保険事故につき複数の保険者と個別的に数個の保険契約を締結する契約行為であり、これについて保険法第三五条は明文をもって定めている。同法第三六条は重複保険は別の定めがない

限り、他人のために保険をする者がほかの保険者の名称及び保険金額を各保険者に通知しなければならない。したがって、重複保険の成立には、他人のために保険をする者と複数の保険者とは個別的に締結した複数の保険契約が同時に並存することが必要とされる。他人のために保険をする者が二以上の保険者と保険契約を相次いで締結すれば、先に締結した保険契約は重複保険とはいえない。というのは当該保険契約が成立する際に重複保険になる状態が生じていないからである。他人のために保険をする者がその後、ほかの保険者と保険契約を締結し先に保険契約を締結した事実を後の保険契約の保険者に故意によって通知しない場合に、後の保険契約は保険法第三七条によって無効であるが、先に締結した保険契約も無効であるとはいえない」としている。本判決は重複保険の適用範囲を明確に示していないが、複数の生命保険契約の締結に関する争議にかかるものであり、重複保険に関する保険法第三六条、第三七条の規定を生命保険契約にも適用すべきで

あるとしている。これは憲法の保障する契約自由に対して保険法第三六条、第三七条にはない制限を課すものであるから、本判決は本解釈が公布する日から援用されるべきではない。

なお申立人は上記の終局判決が適用した保険法第三六条、第三七条が憲法第七条に抵触するという疑いがあるとの主張について、これらの法律規定は文言上にせよ適用上にせよ差別待遇にかかるものではなく、平等権に違反する問題が生じない。ここでは併せて説示する。

本件の申立人が本件の終局判決の示した見解が最高裁判所の下したその他の判決が示した見解と異なるとして統一解釈を申立てることについて、これは同一の審判機関内に生じた裁判見解の相違であり、異なった審判機関による終局判決の間に同一の法律あるいは命令に対する見解が異なるものではない。それ故、これは司法院大法官審理案件法第七条第一項第二款の要件に該当せず、同条第三項

によって受理されるべきではな
い。

本解釈は、林子儀大法官・許
宗力大法官・楊仁壽大法官による
補充意見書がある。